

# 農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）に係る業務方法書（案）

北海道農地・水保全管理対策協議会

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 本業務方法書は、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年 月 日付け 農振第 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成24年 月 日付け 農振第 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）北海道農地・水保全管理支払事業補助金交付要領（平成23年4月1日付け農設第1号北海道農政部長通知。（以下「道交付要領」という。））に基づき、北海道農地・水保全管理対策協議会（以下「道協議会」という。）が行う向上活動支援に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本方針）

第2条 道協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、農地・水保全管理支払推進交付金の交付決定に当たって農林水産大臣から付された条件、道交付要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱別紙2の第2に定める対象組織（以下「対象組織」という。）に対する北海道及び関係市町村からの補助金等（以下「地方公共団体の交付金」という。）の交付その他向上活動の推進に係る業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 道協議会は、実施要綱、実施要領その他法令等を遵守する対象組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って向上活動支援交付金の交付の対象となる活動を行う場合、地方公共団体の交付金を交付するものとする。

## 第2章 事業の実施

### （資金の管理）

第3条 道協議会は、地方公共団体の交付金について、向上活動支援会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

2 道協議会は、向上活動支援会計から対象組織に対して、地方公共団体の交付金を交付するものとする。なお、向上活動支援会計の資金については、対象組織に対する交付金の交付及びその他向上活動の推進に係る業務以外の用途に使用してはならない。

3 道協議会は、第1項の資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 道協議会は、毎年度、向上活動支援会計に残額が生じたときは、当該残額を北海道及び関係市町村に返還するものとする。

### （向上活動支援交付金に係る採択申請及び採択内容の変更）

第4条 対象組織の代表者は、向上活動支援交付金の交付を受けようとするときは実施要綱別紙2第5の3により向上活動支援交付金に係る活動計画書（道協様式第101号）に対象組織の運営に関する規約等及び協定（以下「活動計画書等」という。）を添え、また、対象組織の広域化・体制強化のための支援を受けようとするときは、農地・水・環境保全協定の認定通知書又は特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを併せて添え、採択を受けようとする年度の6月15日（地方公共団体の関係予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合にお

いて、当該地方公共団体の長が農林水産省農村振興局長に対して、6月30日までに実施要領第2の5の(2)に定める届出を行ったときは、当該年度の10月15日)までに道協議会長に提出するものとする。

なお、添付する書類は次のとおりとし、道協様式第1-1号から1-6号については共同活動支援交付金に係る業務方法書によるものとする。

(1) 農地・水・環境保全組織の場合

- ・道協様式第1-1号 農地・水・環境保全管理協定書
- ・道協様式第1-1号別紙 協定対象区域図面
- ・道協様式第1-1号別表 協定対象農用地及び施設
- ・道協様式第1-2号 農地・水・環境保全管理協定運営委委員会規則
- ・道協様式第1-3号 農地・水・環境保全管理協定参加同意書(集落)
- ・道協様式第1-4号 農地・水・環境保全管理協定参加同意書(団体)

(2) 活動組織の場合

- ・道協様式第1-5号 活動組織規約
- ・道協様式第1-5号別紙 活動組織参加同意書
- ・道協様式第1-6号 実施に関する協定書

(3) 活動組織の広域化・体制強化に取り組む場合

- ・(1)又は(2)の書類
- ・農地・水・環境保全協定の認定通知書
- ・特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写し

2 道協議会長は、前項の活動計画書等の提出があった場合、実施要領第2の5の(2)により採択申請報告書(道協様式第102号)を作成し、対象組織から提出された活動計画書等を添え、当該年度の6月30日(地方公共団体の関係予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、当該地方公共団体の長が農林水産省農村振興局長に対して、同日までに実施要領第2の5の(2)に定める届出を行ったときは、当該年度の10月31日)までに農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

3 前項により農林水産省農村振興局長に提出した活動計画書等について、実施要綱別紙2第5の3の(3)により、農林水産省農村振興局長から採択の通知があった場合、道協議会長は道協様式第103号に採択承認通知書を添え、速やかに対象組織に送付するものとする。

4 対象組織の代表者は、第1項により道協議会長を経由して農林水産省農村振興局長に提出した活動計画書等に次に定める事項の変更があった場合は、実施要領第2の6の(1)により、変更後の活動計画書等を、速やかに道協議会長に提出しなければならない。

ア 実施要綱別紙2第4の1から4に規定する対象活動の追加又は廃止

イ 向上活動支援交付金の対象区域の変更

ウ 高度な農地・水の保全活動の交付単価の変更を要する対象活動の変更

エ 事業実施主体の変更

オ 事業の中止又は廃止

5 道協議会長は、前項の提出があった場合、実施要領第2の6の(2)により、採択内容の変更承認申請報告書(道協様式第104号)に対象組織から提出された変更後の活動計画書等を添え、速やかに農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

6 前項により農林水産省農村振興局長に提出した変更後の活動計画書等について、実施要綱別紙2第5の4により、農林水産省農村振興局長から承認の通知があった場合、道協議会長は道協様式第105号に採択内容の変更承認通知書を添え、速やかに対象組織に送付するものとする。

7 対象組織の代表者は、第4項に該当しない事項の変更があった場合は、変更があった年度の第11条の実施状況の報告時又は翌年度の第5条の交付申請時に、変更後の活動計画書等を添え、いずれか早い期日に、道協議会長を経由して農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

(事業の着手)

第5条 対象組織の代表者は、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、道協議会長を經由し交付決定前着手届(道協様式第106号)を農林水産省農村振興局長に提出するものとする。

(向上活動支援交付金及び地方公共団体の交付金に係る申請)

第6条 対象組織の代表者は、交付要綱第4の(2)のアにより向上活動支援交付金及び地方公共団体の交付金交付申請書(交付要綱別記様式第2号)を、4月30日(対象組織が第4条第1項により採択を受けようとする年度の申請については、道協議会長が別に定める日)までに道協議会長に提出するものとする。

2 道協議会長は、対象組織の代表者から前項の提出があった場合、交付要綱第4の(2)のイにより交付申請整理表を作成し、交付申請報告書(交付要綱別記様式第3号)に対象組織より提出された交付申請書を添え、5月31日(対象組織が第4条第1項により採択を受けようとする年度の申請については、農林水産省農村振興局長が別に定める日)までに農林水産大臣に提出するものとする。

3 前項により農林水産大臣に提出した交付申請書について、交付要綱第5の(2)により農林水産大臣から交付決定の通知があった場合、道協議会長は速やかに地方公共団体の交付金の交付の決定を行い、農林水産大臣からの交付決定通知書と併せて、道協様式第107号による通知を対象組織に送付するものとする。

(向上活動支援交付金及び地方公共団体の交付金に係る変更承認申請)

第7条 対象組織の代表者は、第4条第4項のアからウによる当該年度の交付決定額の増減、同項のエ又は同項のオの採択内容の変更があった場合は、交付要綱第6により、第5条の申請の手続きに準じて、農林水産大臣及び道協議会長へ交付金変更承認申請書(交付要綱別記様式第4号)を提出し承認を受けなければならない。

2 前項により農林水産大臣に提出した交付金変更承認申請書について、農林水産大臣から交付金変更承認の通知があった場合、道協議会長は速やかに地方公共団体の交付金の交付変更の決定を行い、農林水産大臣からの交付金変更承認の通知書と併せて、道協様式第108号による通知を対象組織に送付するものとする。

(地方公共団体の交付金に係る支払等)

第8条 対象組織の代表者は、第5条3項による通知をもとに向上活動支援交付金及び地方公共団体の交付金の概算払を請求するときは、向上活動支援交付金については交付要綱別記様式第5号により農林水産大臣あてに、地方公共団体の交付金については道協様式第109号により道協議会長あてに申請することとし、道協議会長に提出するものとする。

2 道協議会長は、前項により向上活動支援交付金に係る概算払請求があった場合、道協様式第110号に対象組織より提出された概算払請求書を添え、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 道協議会長は、第1項により地方公共団体の交付金に係る概算払請求があった場合、道協様式第111号を対象組織に送付するとともに、第3条第1項の向上活動支援会計の予算から、交付金を対象組織に交付するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。

(事業遅延の届出)

第9条 対象組織の代表者は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合には、その理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類を道協議会長を經由して、農林水産省農村振興局長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 向上活動支援交付金の国の交付決定額が100万円以上(国と地方公共団体の交付金合計20

0万円以上)の対象組織の代表者は、交付金の交付のあった年度の12月31日現在において、交付要綱第9の(2)アにより遂行状況報告書(交付要綱別記様式第6号)を作成し、当該年度の1月20日までに、道協議会長に提出するものとする。

- 2 道協議会長は、前項により遂行状況報告書の提出があった場合、道協様式第112号に対象組織より提出された遂行状況報告書を添え、当該年度の1月31日までに農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 対象組織は、第1項に関わらず、交付金の遂行及び支出状況について、農林水産大臣の指示があったときは、交付要綱第9の(2)のイにより遂行状況報告書(交付要綱別記様式第6号)を作成し、道協議会長を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

(交付金の返還等)

第11条 道協議会長は、第11条第4項により対象組織に交付すべき地方公共団体の交付金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 道協議会長は、対象組織の活動が、実施要綱別紙2第4の1から4に規定する要件に適合していないことが確認された場合等には、期日を定めて、是正又は交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。
- 3 前項により交付金の返還を求める場合、道協議会長は対象組織への地方公共団体の交付金の交付を停止し、遵守されていない事項、返還の額及び返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付しなければならない。
- 4 前項の交付金の返還を求められた対象組織は、前項の期日までに求められた額を道協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象組織の代表者は、道協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、対象組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに道協議会長に提出しなければならない。
- 5 道協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を対象組織の代表者に通知しなければならない。
- 6 第3項から第5項までの手続きにより対象組織から返還があった場合、道協議会長は、対象組織の代表者の向上活動支援交付金に係る事業の再開の意思を確認し、地方公共団体の交付金の交付を再開するものとする。
- 7 第2項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報 告

(実施状況の報告)

第12条 対象組織の代表者は、毎年度、実施要領第2の9に基づき実績報告書(交付要綱別記様式第8号)を作成し、活動記録(道協様式113号)及び金銭出納簿(道協様式第114号)の写しを添えて、関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。

- 2 関係市町村長は、対象組織との協定に定める事項の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて現地確認により行い、その確認結果について実施要領第2の10の(2)に基づき実施状況確認報告書(道協様式第115号)により、3月31日までに道協議会長に提出するものとする。

- 3 道協議会長は、前項により報告があった場合、交付要綱第10の(1)のイにより実績取りまとめ報告書(交付要綱別記様式第9号)を作成し、実績とりまとめ報告書に対象組織が提出した農林水産大臣あての実績報告書及び関係市町村が提出した実施状況報告書を添え、対象組織の事業の完了の日から1ヶ月を経過した日又は向上活動支援交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日(対象組織に対し向上活動支援交付金の全額が概算払により交付された場合は、向上活動支援交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の5月31日)までに農林水産大臣に提出するものとする。
- 4 前項により農林水産大臣に提出した実績報告書について、交付要綱第12の1により農林水産大臣から交付金の額の確定通知があった場合、道協議会長は速やかに地方公共団体の交付金の額の確定を行い、農林水産大臣からの額の確定通知と併せて、道協様式第116号による通知を対象組織に送付するものとする。

#### 第4章 雑 則

##### (事業期間)

第13条 向上活動支援交付金に係る事業の事業期間は、平成23年度から平成28年度までとする。

##### (申請書類等の経由)

第14条 対象組織と道協議会が取り交わす申請書類等については、関係市町村を経由するものとする。

##### 附 則(平成23年8月30日)

1 この業務方法書は、平成23年8月30日から施行する。

##### 附 則(平成24年 月 日)

1 この業務方法書は、平成24年 月 日から施行する。

2 旧業務方法書により平成23年に交付された交付金に係る報告、返還に関しては、なお従前の例によることとする。